

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年7月5日
【会社名】	株式会社オウケイウェイヴ
【英訳名】	OKWAVE, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 道夫
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1 - 2 8
【電話番号】	03-6841-7672 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 野崎 正徳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1 - 2 8
【電話番号】	03-6841-7672 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 野崎 正徳
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

令和4年5月23日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

- (2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日
- (3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

1【提出理由】

当社が有する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(2) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

(訂正前)

2022年4月18日、当社は、当該取引先の依頼を受けた代理人弁護士より、当該取引先が法的整理を行う方針であり、その債務整理を受任した旨の通知を受領しました。

この通知により、

(訂正後)

2022年3月24日に当該取引先から払戻しを期限の同年3月末日から4月18日以降に分割して支払うこととしたい依頼を受けましたが、当社は電話で予定通り3月末の払戻しを依頼しました。同月28日及び29日に当該取引先から資金運用に係る取引報告書を受領し、電話にて資金運用に係る利益の確認及び当社が業績予想修正を発表するが問題ないか改めて確認し、社外取締役からも当該取引先に同時に確認した上、2022年3月30日に業績予想を修正しました。なお社外取締役は、2022年3月30日に当該取引先の顧客から当該取引先の投資実態が架空であり資金が枯渇していると聞いていましたが、当該取引先からは分割して当社へ支払う旨を聞いていました。そして、当該取引先からは払戻し期限の2022年3月31日までに一切の入金が無く、同年4月1日に、改めて分割でもよいので同月18日以降の入金を依頼しましたが、当該取引先からは入金がありませんでした。

2022年4月11日には当該取引先の依頼を受けた代理人弁護士から電話で、当該取引先が法的整理を行う方針であり、その債務整理を受任した旨を伝えられ、メールでの送付では無く正式な書面での通知の送付を依頼しました。同月15日には当該受任通知が当社に送付されたものの、当社は郵便受取対応者が席を外していたため受け取ることができず、同月18日11:56に当該受任通知を受領しました。

以上の経緯により、

(訂正前)

しかしながら、本年1月以降に運用委託資金を送金したもの(運用委託資金及び運用利益の配当の支払期日2022年3月31日)について2022年3月31日までに当社に対して一切の入金がなく、当該取引先の契約違反が明らかとなりました。当社は当該取引先に対して強い催告を繰り返しましたが当該取引先からは誠意ある回答がなく、同年4月18日に当該取引先の代理人弁護士から債務整理の受任通知が届いたという経緯になります。

(訂正後)

しかしながら、本年1月以降に運用委託資金を送金したもの(運用委託資金及び運用利益の配当の支払期日2022年3月31日)について2022年3月24日に当該取引先から払戻しを期限の2022年3月末日から同年4月18日以降に分割して支払うこととしたい依頼を受けましたが、当社は電話で予定通りの払戻しを依頼し、同月28日及び29日に当該取引先から資金運用に係る取引報告書を受領し、電話にて資金運用に係る利益の確認及び当社が業績予想修正を発表するが問題ないか改めて確認し、社外取締役からも当該取引先に同時に確認した上、2022年3月30日に業績予想を修正しました。なお社外取締役は、2022年3月30日に当該取引先の顧客から当該取引先の投資実態が架空であり資金が枯渇していると聞いていましたが、当該取引先からは分割して当社へ支払う旨を聞いていました。そして、当該取引先からは払戻し期限の2022年3月31日までに当社に対して一切の入金がなく、当該取引先の契約違反が明らかとなりました。当社は当該取引

先に対して電話で催告を繰り返しましたが当該取引先からは誠意ある回答がなく、同年4月11日には当該取引先の依頼を受けた代理人弁護士から電話で、当該取引先が法的整理を行う方針であり、その債務整理を受任した旨が伝えられ、メールでの送付では無く正式な書面での通知の送付を依頼しました。同年4月15日には当該受任通知が当社に送付されたものの、当社は郵便受取対応者が席を外していたため受け取ることができず、同年4月18日に当該取引先の代理人弁護士から債務整理の受任通知が届いたという経緯になります。

(訂正前)

なお、2022年5月12日付適時開示「一部報道について」にて記載のとおり当該取引先から当社社外取締役に対して訴訟の提起がされた事実があり、当該取締役が当該取引先に関与していた旨言及されていますが、当該取締役は当社の当該取引先に対する資金運用委託に関して手数料その他の名目での金員を受け取った事実はないと否認しております。

(訂正後)

なお、2022年5月12日付適時開示「一部報道について」にて記載のとおり当該取引先から当社社外取締役に対して訴訟の提起がされた事実があり、当該取締役が当該取引先に関与していた旨言及されていますが、当該取締役及び同人が代表取締役を務める会社は、当該取引先と顧客紹介等に係る業務委託契約を締結し取引関係があります。当該取締役は当社の当該取引先に対する資金運用委託に関して手数料その他の名目での金員を受け取った事実はないと否認しております。

(3) 当該債務者に対する債権の種類及び金額

(訂正前)

未収入金 4,933百万円

(訂正後)

破産更生債権等 4,933百万円